

国の緊急対策第2弾に係る府制度融資の対応

令和2年3月13日
商工労働部

- ◎ 国は緊急対策第2弾として、大規模な経済危機等の際に発動される特別の保証制度である「危機関連保証」を発動
- ◎ これを受けて、府においても、「経営安定資金危機関連」の金利を1.2%に拡充した上で、新型コロナウイルス感染症に対応する府独自の融資制度の1メニューと位置づけて実施する（通称：新型コロナウイルス感染症対策資金）。

新型コロナウイルス感染症に対応する府独自の制度融資

	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金 (2/17～実施)		
		(3/2～拡充) セーフティネット保証4号 (新型コロナウイルス感染症)	(3/2～拡充) セーフティネット保証5号 (業種のみを指定)
要件	売上が1か月で 前年比10%減少 (実績1か月)	売上が3か月で 前年比20%減少 (実績1か月+見込2か月)	売上が3か月で 前年比5%減少 (実績3か月(*)) *当面、認定基準を緩和 *実績2か月+見込1か月など
対象業種	全業種	全業種	508業種 *従来152業種+40業種(3/6追加)+316業種(3/13追加予定)
保証枠	一般枠	別枠(第1枠)	
融資限度額	2億円 (うち無担保8,000万円)	2億円 (うち無担保8,000万円)	
融資期間	7年(据置1年)	7年(据置1年)	
金利	1.2%固定	1.2%固定	
保証料 (無担保の場合)	0.45～1.9%	0.9%	0.8%
リスク負担	・金融機関 20% ・保証協会 80%	保証協会 100%	・金融機関 20% ・保証協会 80%

【3/16～取扱開始】 新型コロナウイルス感染症対策資金 (経営安定資金危機関連)
売上が3か月で前年比15%減少 (実績1か月+見込2か月)
全業種
別枠(第2枠)
2億円 (うち無担保8,000万円)
10年(据置2年)
1.2%固定
0.8%
保証協会100%